

## 二〇〇〔長福寺古記写〕

齋相伴に長延寺、福勝寺、番衆<sup>心赤井等寛坊</sup>、<sup>今津道了</sup>教四人、西光寺、慈願寺、正心、戒光寺祐勝、明覺寺、淨教、キッ教龍、顯静、円教、空誓、宝光寺、端坊、タヂマ福成寺、同光妙寺、備後光照寺、河野西勝坊、同西入坊、同正祐、同法心、ヒヨ本山、同長峰、同了善、定専坊、正教、乗賢、淨惠、明誓以上卅三人也、此外佛照寺、東坊、歛業、性祐者不來、燒風呂也、

## 一九〔証如上人日記〕 天文八年八月二十日

一九〔証如上人日記〕 天文八年七月十八日  
就當番之儀、但馬光妙寺如毎月樽等出之、

○光妙寺は光行寺の前寺号。

谷のたいせうは善秀<sup>(大) (脣) (長越前守カ)</sup>無南垣のゑんに<sup>(塙) (治)</sup>や左衛門之亟殿<sup>(駿)</sup>  
〔言〕いたかいによつて、庚子の年正月廿日<sup>(天文九年)</sup>此のすみ山<sup>隅</sup>山<sup>屋</sup>  
〔形カ〕御前にて御はらめされ候、次の城だいせうは、なさ  
の篠部殿弟を御すゑ被成候て、名を三川と申候、  
<sup>(三河守)</sup>

## 二〇〔本願寺文書〕 本願寺番衆差定

〔端裏書〕  
「差定已」 天文十四

三月 報土寺 教心  
中道場<sup>阿弥陀寺</sup>  
中道場<sup>中道場</sup>  
乘念 中道場 依望申候也、

加一人、

(中略)

五月 光福成寺<sup>〔付義〕教渠</sup>  
明覺寺<sup>〔教渠〕</sup>  
称名寺<sup>〔教渠〕</sup>  
河野衆  
教渠  
加一人、

(下略)

○この定は、天文十四年三月より翌年三月までの本願寺勤番  
の寺院・僧侶を定めたものである。

## 安土桃山時代

(永禄十二年) 八月十九日

日乘

元就様

(福原貞俊)

(見玉元良)

井又

(井上春忠)

福左

(羽連良)

(口刑)

児三右

(児玉元良)

隆景

(桂元重)

(井上就重)

牛遠

(牛込)

元春

(桂元重)

(熊谷高直)

山越

(山越)

輝元參

(桂元重)

(天野隆重)

井但

(井但)

二〇三 「益田家什書」二十

朝山日乗書状案

裏書二日乗状案

(朝山)

(中略)

急度申入候、

(中略)

(付載)

「細川兩家記」下

一 (永禄十二年) 八月朔日に、尾張衆三頭并摂州伊丹衆、池田衆一

味して、但馬国へ被入候て、利運して、則同十三  
日に、皆々帰國なり、

始銀山、(此間)子盜、垣屋城、十日之内十八落去候、一合

戦にて如此候、田結庄、觀音寺此両城相残り候、相

城被申付候、山下迄も不罷下、近日可為一途候、可

御心安候、

(中略)

(参考)

「足利季世記」七 伊勢ノ長野之事

(上略)

(永禄十二年) 同年八月一日、伊丹兵庫頭、池田筑後守ニ、尾州ヨ

リ加勢三頭アリテ、但馬国山名方ヲ退治シ、其外不

隨ヲハ、一々可追伐ト発向シケルニ、國中悉ク降参

シ、同十三日、皆帰陣シケルト聞ヘシ、

(参考)

〔重編応仁記〕

二条御所造當御移徙事、付禁中御修理事

(上略)

摂<sup>(永禄十二年)</sup>又同年ノ秋、摂州ノ伊丹兵庫頭親興、池田筑後守勝

<sup>(正)</sup>政案内仕ラントテ、訴望申ケル故ニ、信長ヨリ三頭ノ

加勢ヲ遣シ、兩將即但馬国エ発向ス、是ハ応仁ノ亂ノ  
張本山名ガ子孫等、今以但州ニ残リ、我意ヲ振フ、是  
ヲ退治セソ為也、<sup>(十)</sup>同月朔日、伊丹、池田并加勢等大軍、

但州エ打入ケレバ、山名ノ子孫等皆国人ニ背カレ、悉

滅亡シテ、不日ニ退治成就シケレバ、同月十三日、兩

將モ加勢モ帰陣セシム、於是山名故入道宗全ノ嫡流ハ、

但州ニ断絶ス、

二〇三 〔垣谷家文書〕 垣屋統成感状案

亡父源<sup>(安田)</sup>三郎統貞、去年六月十四日於森山城討死候、誠

御忠節無比類候、仍先祖本領之地并新給大浜庄領家半  
分等<sup>但反</sup>諸公事事、任当知行之旨、向後不可有相違候  
也、恐々謹言、

十二月十七日

(垣屋)  
統成 御判在、

安田千松丸殿  
進之候、

○この文書は年不明であるが、「垣屋氏系譜」によれば統成  
は元亀元年九月十五日に死去しているので、しばらくここ  
に収める。

二〇四 〔佐伯家文書〕 垣屋宗現・同孝統田地壳券

永代壳渡候大浜庄地頭分内稗田之事

合誼新田者

但馬北、船津路也、  
西八本田大洋ナリ、  
東八境川ナリ、  
草際ナリ、

東南

八境川

ナリ、

東八

草際

ナリ、

（御詔如カ）

元龜三年申

興<sup>正</sup><sub>寺門</sub><sub>徒</sub>但馬国城崎<sup>郡</sup>

親鸞聖人御影

城崎村光妙寺常住物也

右、彼下地者雖為此方知行分、氣比庄御賄方米錢之調  
依難成、限永代現米四拾五石佐伯孫左衛門殿ニ壳渡申  
候處明鏡也、為公用米式石宛ニ毎年此方へ被相渡、末  
代可有知行候、但於此下地者、諸役・諸公事不可在之  
候、并用水之懸引・普請等之時、土之取場不可有吳儀  
候、然上者於子々孫々違乱煩申事不可有之候、万<sup>角脱カ</sup>一<sup>萬</sup>菟<sup>カ</sup>

申輩出來候者、任此証文旨、被申分、永代可有知行候、

仍為後日壳券狀如件、

元龜二年辛未六月二日

（垣屋）

越中守

孝統（花押）

下野入道

宗現（花押）

佐伯<sup>（孫左衛門）</sup>まこさへもんとのへ

別紙御返札拝見、快然候、頃日駄定從方々雖可被申候、  
承及通以一書令申候、

(中略)

一於田結庄表、垣駿被及一戰、彼得勝利間、海老手  
之城、于今無異儀被持之候、不可有御氣遣候、

(中略)

二〇五〔光行寺文書〕

祖師絵像裏書

一當國為無事取扱、自信長以朱印、從<sup>(明智光秀)</sup>惟日被差越使候、  
強而於被申者、宵田城崎田結庄西下難被背候間、可

相整候哉、

（天正三年）

十一月廿四日

（八木）  
豊信（花押）

被差急之条、肝要候、委細猶田辺山城守可申候、恐々  
謹言、

吉川駿河守殿

御宿所

（押紙）  
七月十一日

（山名）  
氏政（花押）

（押紙）  
「山名殿御判」

妙楽寺

○この文書は年不明であるが、氏政は天正八年五月十六日に  
因幡へ出奔しているので、しばらくここに取める。

禁制

小田井中

二〇七 「豊岡細見抄」 秀吉制札写

一軍勢甲乙人乱妨狼藉之事

一放火之事

一非分之族申懸之事

右之条々堅可守之、若違犯之輩於有之、可處嚴科者也、

天正八年五月 日

秀吉 在判

二〇九 「田結庄家文書」 垣屋豊統感狀

今度至宵田表相動候処、則織田勢罷出候之間、於水生  
古城、覃合戰候処、初合戰此方手後ニ候而、右左之者  
共越度仕付而、敵弥勝ニ乗て相懸候之間、諸勢坂中迄  
引上難儀不過之候キ、雖然拙者父子相<sup>闕</sup>候之処、貴所  
之儀、同所ニ御闕候、誠碎手數剋相戰切崩、得勝利之  
刻、貴所無比類御動驚目候、剩於鑪下、宗徒之上勢一  
番頽討捕之候、寃拙者於家御厚恩迄候、即其趣公儀  
山下構壘之事、三間被申付候ハシ可為祝着候、片時可

二〇八 「妙楽寺文書」 山名氏政書状

（山名）  
氏政（花押）

ヘ申上候之處、被成御感狀候、御頂戴可日出候、仍

雖程淺之様候、脇指一備前重弘被進入候、感令申候、

殊外切能と申到來候間、御秘藏可為本望候、尚以向後

御入魂所希候、猶長野和泉守可被申入候間、不能詳候、

恐々謹言、

(天正八年)  
六月十三日

垣屋駿河守  
豊続(花押)

岡遠江守殿  
御宿所

九郎殿可被申入候、恐々謹言、

二月四日

徳丸孫左衛門尉  
能長判

大石修理亮殿  
御返報

○この文書以下、四通の文書は小田井大社舞会に関する一連  
文書と考えられるので一括して掲載する。

三一「小田井大社文書」字津堅頼書状案

態以使者申候、仍當社舞童之儀、當年三坂寺御番之義  
候之處、去年就不熟、如何可調法難成候之間、來秋可

相勤之由、(重時)垣屋殿へ被申付候而、(山名祐慶)御屋形様へ越州より

御申事候之間、致披露候之處、寺家於無力者無余儀候、  
然共貴所へ相尋可申之通被仰出候、委細使者可申候、  
一宮辺之義も御寺御迷惑候へ者、秋まで被相延事候、  
御心得可為肝要候、恐々謹言、

筋目、舞会之儀被仰付候而可然候由、御諭候間、其趣  
被相達候而、當日被勤候様ニ御馳走専要候、猶委細新

二月廿一日

宇津若狭守  
堅頼  
判

小田井  
神主殿 御宿所

答如此候、至氣多罷上、切々令催促之、急度可有執行  
之条、肝要候、猶宇津若狹守・徳丸備後守可申候、恐  
々謹言、

二三 「小田井大社文書」 垣屋重時書状案

小田井神主殿

(山名)  
祐豊 判

三月廿六日

尚々、御闇之儀者入間敷候、以有様之儀、可被仰付候事  
簡要候、

○以上四通の文書は年不明であるが、山名祐豊は天正八年五  
月二十一日に没しているので、しばらくここに収める。

二四 「小田井大社文書」 秀親書状案

御書謹而頂戴仕候、抑 小田井社頭大破儀付而、社領  
等可被寄附之旨、被仰出候、誠御代々御寄進之地致洁  
却候儀、曲事之由、尤以無余儀存候、就其家来中 御  
意之趣可申触候、猶鎌田十郎右衛門尉可申上候、此等  
之趣、宜預御披露候、恐惶謹言、

垣屋五郎

重時 判

三月廿四日  
垣屋五郎  
重時 判

宇津若狹守殿

進上 宇津若狹守殿

二五 「小田井大社文書」 山名祐豊書状案

八月廿七日

秀親 判

当社舞会當番為正法寺由候之間、対垣屋申出候處、返  
(重時)

進上 福田若狹守道殿

○この文書も年不明であるが、小田井太社文書の一として、しばらくここに収める。

所等仕候事分明候、

一瀬戸村の事 つりの事ハ不<sup>及</sup>申、諸あみを仕候ニ付  
て、毎年あみの年貢毎月<sup>(菜)</sup><sup>科</sup>さいれう、其外、色々の納

### 二五 「武功夜話」 卷八 天正八年

(上略)

一但州一篇ニ御退治、是依羽柴小一郎但馬切取被成、

七郡賜る、内二方郡宮部相動候処<sup>(筋)</sup>ニ付、

一二方郡 武万石宮部善祥坊給地

一義父郡・朝來郡・出石郡・城崎郡・七美郡・氣

多郡・美含郡七郡拾万五千余石小一郎殿賜処<sup>(付)</sup>

候也、

(下略)

一津居山之者共、つりハ仕候へ共、先年よりあみを不

仕候ニ付て浦やく不仕候、然上者あみニ付て、色々  
の諸やく御分別奉仰候、 已上

### 二六 「瀬戸区有文書」

氣比庄五ヶ浦人等浦役注文

氣比庄浦々<sup>(魚)</sup>あみニ付て役仕候事

已上

一小島の事 引あみ、てぐりあみ仕候ニ付て、さいれう浦やく仕候事歴然候、

一樂々浦の事於河内者、うなハ、外海にてハ敷あみ仕

候付て浦々諸役同然候、

一田井村<sup>(結)</sup>の事 おきあみ引あみ仕候ニ付て、うらやく

同前にて候、

一氣比村之事 つりハ仕候へ共、あみを不仕候ニ付て

浦やく無之候、

天正九年二月廿六日

五ヶ之  
浦人等

進上 友田殿様

天正十年午九月 日

豊岡中

二七 「河本家文書」 宮部継潤地子免状

今度於野田庄荒地打開条、達 上聞、当国百姓頭ニ申

付、大隅玄<sup>(恭)</sup>番屋敷所永代令免許者也、

宮部善<sup>(義祥房)</sup>止

天正九巳八月 日

鈴木三郎左衛門とのへ  
〔継潤〕(花押)

二八 「豊岡細見抄」 宮部継潤地子免状写

赦免地之事

但馬豊岡城崎郡豊岡町、高八十三石、南ハ亀ヶ崎、北ハ北由羅限、

右地質錢、諸役、令免許畢、永不可有相違者也、  
宮部善淨房継潤(花押)

二九 「秀吉事記」 柴田退治 天正十一年

(上略)

今也秀吉一心運籌貯糧專戰、誠前代未聞之大將也、此  
數年成勞積功諸侍多之、仍隨其忠之淺深、充行国郡者  
也、國々諸城或破却之、或疎鑿之、先輩過半易地、別  
遣領知、又其儘分領加增之仁在之、各居城之次第(中  
略)丹波守護羽柴御次丸秀勝、龜山居城也、播磨・但  
馬守護羽柴美濃守秀長、姫路居城也、東郡三木城前野  
勝右衛門尉長康<sup>(泰)</sup>、西郡龍野蜂須賀小六正勝、広瀬城神  
子田半左衛門尉正治、但馬竹田桑山修理進一晴、木崎  
木下助兵衛尉、出石青木勘兵衛、因幡守護宮部善淨坊  
継潤、鳥取居城也、(中略)淡路洲本仙石権兵衛尉、岩  
屋間島兵衛尉、

(下略)

但馬国  
一新田庄

(中略)

以上近国之分、少々注進申候分、三十式ヶ所也、可然  
様ニ御披露奉頼存候、以上

天正拾三年五月十四日

九条殿雜掌在判

(前田玄以)  
民部卿法印御房

参

○ この文書は年不明であるが、秀吉は天正十二年十月まで筑前守を称したと考えられるので、しばらくここに収める。

此指出、諸家江從内相府秀吉公依可有御合力、民部卿法印為御奉行、寺社本所へ被相談、各注進之由条、如  
此被相注、法印之奉行松田勝右衛門尉迄、被遣之者也、  
(致仕)

## 三〇 「光行寺文書」 羽柴秀吉書状

十一月十日

羽柴筑前守  
秀吉(花押)

## 三一 「九条家文書」 九条家知行不知行所々指出案

(端裏書)  
「九条殿當知行目錄案(並不知行目錄等  
天正十三五)十四」

## 九条殿當知行分目錄

(中略)

## 九条殿不知行分目錄

(中略)

## 三三 「河本家文書」 六地蔵村川網場・山境等契状

六地蔵村岩鼻請川獵場割

一川上ハ火撫水落切、川下ハ舟町江渡リ瀬ヲ切り長サ  
百五拾間余、川上に而川はゞ四拾八間、川下ノはゞ  
六拾間、但し砂浜共、

一川上水落五間下ハ玄蕃鳥屋場、夫より下五間宛間置  
瀬兵衛・源助・惣兵衛・孫市・一学、又其次玄蕃よ  
り段々ニ四ツ持鳥屋場、天井網置場共毎年之獵場ニ  
相定申候事、

一毎年八月二日ニ網おろし、初天井あみ・四つ持鳥屋  
場斗リ仕可申事、若雨天ニ成、水出可申と存候ハバ

唐あみ惣打・大網仕事、冬ノ内月ニ三度惣打仕リ、

春ニ成候ハバ月ニ六度宛惣打可仕事、惣而八月より

二月迄之内、昼川打申事互ニ吟味可仕事、

一右之川ニ付テ山境之事、船町天神ノ上小谷切リ、以下、  
鶴城郭仕切

ハ筑後殿ナル、夫より駿河殿ナル、本丸・二ノ丸・

蔵屋敷・奥が谷切通し切り、惣而山本村山境ハ尾ハ

タ切り、ナルノ分ハ不残請用江付テ奥が谷水ハシリ  
切り、但し荒神山之分ハ除ク、

一天王山境之事、南ハナメラ尾切り、矢谷近江ナル、  
此ノ尾(烟)ハタ切り、上ハ清水大杉切り、惣兵衛山境北

西天王鳥居ノ上ノ小尾切り、其頂ハ孫市山志いノ木、  
谷上ハ駿河殿ナル迄、夫より北天神の上小谷迄一学  
山、奥が谷・藏屋敷迄玄蕃山、夫より南天王山境迄  
瀬兵衛・源助山也、但し天王山境ハナメラ尾切り矢  
谷近江ナル矢倉尾切り、本丸共ニ兩人分也、

右之川山共に天正十三酉ノ年ニ成米七石ニ明石左近様  
より御請申候事、  
内、割符老人前壱石壱斗六升六合七勺宛、

右之通割符仕為後日判形仕候處、仍而如件、

天正十三酉ノ年

八月二日

浜瀬兵衛(書判)  
貞高

大隅玄蕃(書判)  
忠每

福丸惣兵衛(書判)  
長元

寺谷孫市(書判)  
正義

大谷一学(書判)  
重利

## 三三〔武功夜話〕 卷十六 天正十三年

田武万二千石被下置事候也、

(下略)

一前野但馬守長康公但州七郡請取之事

但馬国七郡ハ御舍弟美濃守様旧領地也、

(中略)

一養父郡 前將付 養父郡之内別所孫左衛門於八本<sup>(右)</sup>老<sup>(左)</sup>赤松佐兵衛尉於竹田<sup>武万二千石</sup>

(中略)

一城崎郡 前將付 城崎郡之内明石与四郎於<sup>城崎</sup>明石<sup>武万武千石</sup>

(中略)

如右但州七郡<sup>拾武万石也</sup><sub>七万五千石也</sub>、但州守護職被仰付候

但馬分

也、

但州八郡之内因州境ハ二方郡宮部善詳坊切取分也、

但シ御上意ニ依リ別所孫右衛門・明石与四郎・赤松

三人之者ハ、前但様付将として但州之内、別

所孫右衛門ニハ養父郡之内於八木<sup>(朝來ノ誤)</sup>老万二千石、明石

二ハ城崎郡於城崎武万武千石、赤松ニハ養父郡於竹

## 三四〔福成寺文書〕 福成寺善正置文

注置条々事

一興正寺様、天正十五<sup>(年號)</sup>四月六日ニ至<sup>(金藏寺)</sup>銀山<sup>二</sup>被成御下向、

同九日迄被遊御滯留、翌日十日仁福成寺迄被移御座

候而、十二日之日中光妙寺江被成御下、同十六日早

旦、丹後國至九世戸御參詣之事候、并之在所宮津之<sup>(細川藤孝)</sup>長岡<sup>(朝來ノ誤)</sup>兵部大輔殿、以執心、一夜被成御逗留義候、從

其、丹波通御帰寺之事候、

一御影様守護之事、右者五人替々坊主衆御番被申儀候キ、御下向之刻、此坊衆、又<sup>(海)</sup>かいの衆<sup>(堺)</sup>被呼出、御開山様之御守之事、當福成寺宮内卿、善正為一人、可致守護候旨、堅依被仰出、不顧斟酌、閑迷惑處、御

請ヲ申、応御意事候、

一法義万端之法式已下迄、以御談合之上、相定処如件、

天正十五年四月十三日 福成寺 善正(花押)

同村 舟 戸

三原村 八郎兵衛  
氣比村 三郎右衛門  
同村 かうしや  
同村 舟 戸

三五 「畠上区有文書」 三原村山地相博状案

かへ申三原畠上山之事

一三原家之奥ニ畠上分御座候、

一ため山へらいニ三原分御座候、

右之山はたかミ<sup>(畠上分)</sup>へかへ申候間、其心得可被成候、山

之さかへ河しりのいねも候、いねのうへの小松老本

御座候、

其松さかへ仕候いねおくハ河切ニて候間、為其如此

ニ仕相渡シ申候、依而如件、

天正拾九年三月廿八日

同村 政所 四郎兵へ殿  
同村 年寄中

右之証文武書可有之間、写シ遣候、少しも相違有マ敷  
候者也、

寛永十五年寅ノ五月十一日

明石勘丞<sup>(花押)</sup>

畠上村 政所 小左衛門殿

同村 久兵衛殿

三六 「武田家文書」 伊賀谷村檢地帳

(表紙)

天正拾九年	御検地帳面	八月吉日	伊賀谷村	四郎右衛門	同 壱段壱畝	同 壱石武斗一升	太郎衛門
				四郎右衛門	三畝拾步	三斗五升七合	彦四郎
				七畝	四畝拾五歩	五斗四升	四郎右衛門
				三反武拾歩	參石六斗八升	八升	彌四郎
				八斗四升	与五郎	武石四斗七升	彦四郎
				壠反武畝	壠石四斗四升	七畝	壠反九畝
				壠反武畝	太郎四郎	九斗壠升	太郎四郎
				壠石三斗武升	彦左衛門	三斗武升五合	彌四郎
				武石武斗	五郎衛門	武畝廿歩	壠石武斗一升
				武斗五升七合	彌四郎	三斗九升	彦左衛門
				四斗七升七合	彦左衛門	壠石一斗七升	同 壱段壱畝
				五斗五升	太郎四郎	六斗四升	三畝拾步
				四畝拾歩	太郎ゑもん	五斗六升七合	四畝拾歩
				六畝廿歩	太郎四郎	武斗一升七合	五斗五升
				壠畝廿歩	太郎ゑもん	武斗一升四合	五斗五升
				七畝十歩	太郎四郎	九斗五升四合	九斗五升四合
					彦左衛門		同 壱段壱畝
					太郎衛門		同 壱段壱畝
					彦左衛門		同 壱段壱畝
					太郎衛門		同 壱段壱畝
					彦左衛門		同 壱段壍畝
					太郎衛門		同 壱段壍畝

武拾步	八升七合	五郎衛門	同	武敵拾步	三斗四合	彦大夫
武敵	あま石	与三	同	武敵	武斗八升武合	道慶
武敵八步	武斗九升五合	五郎衛門	同	武敵	武斗六升	
同 拾歩	武斗九升五合	三郎二郎	同	武敵	五郎衛門	
同 八敵	五斗四升	四郎右衛門	同	武敵	五斗三升武合	与三
同 四敵	五斗武升	四郎衛門	同	武敵	武石四斗六升八合	与三
同 四敵廿步	六斗七合	五郎衛門	同	石原	武石武斗九升七合	彦四郎
武敵廿步	三斗七升三合	五郎衛門	同	三敵	武斗六升	弥四郎
おきり 壱敵十八步	壹斗八升六合	太郎衛門	同	壹敵	壹反七升廿步	太郎衛門
武敵拾歩	武斗一升七合	五郎衛門	同	三敵拾歩	三斗六升	彦大夫
おきり 壱反武拾歩	三斗四升	太郎衛門	同	武敵十一步	壹斗武升	四郎衛門
武敵拾歩	壹石三斗八升七合	弥四郎	同	四敵拾歩	三斗八合	与五郎
武敵拾歩	壹斗九升五合	弥四郎	同	壹敵八步	五斗六升三合	四郎衛門
武敵拾歩	壹石一斗五升八合	弥四郎	同	半拾歩	五斗八升七合	小三郎
武敵拾歩	壹斗三升	三郎二郎	同	いしわら 拾武歩	四升五合	弥四郎
武敵拾歩	壹斗四升三合	弥四郎	同	拾歩	三升七合	太郎衛門
大杉	武敵	小三郎	同			人
			同			

三畝拾歩	三斗六升七合	太郎衛門	当ノ下 同 壱畝廿六歩
か 壱畝十五歩	一斗六升五合	三郎二郎	同 半
同 壱畝廿歩	三斗武升	四郎衛門	同 七畝拾歩
いわさき 四畝五歩	五斗	小三郎	同 三畝拾歩
同 五畝拾歩	六斗四升	太郎衛門	同 武畝
岡田 四畝拾八歩	五斗六升四合	与 三	六斗五升
同 壱畝九歩	壠斗六升九合	同 人	太郎衛門
家ノきわ 壠畝十歩	壠斗七升四合	弥四郎	四郎衛門
(か) 後谷 三畝八歩	三斗五升九合	同 人	同 人
あんのおく 五畝	六斗	五郎衛門	三郎二郎
あんのおく 三畝	三斗三升	三郎二郎	四郎右衛門
あま石 壠段壠畝	壠石四斗三升	同 武畝	五郎衛門
同 武畝三歩	武斗七升一合	同 三畝	二斗四升
同 三畝拾歩	四斗三升四合	同 武畝	三斗六升
同 七畝	九斗一升	同 武拾歩	八合
同 八畝	壠石四升	五郎衛門	武斗武升
同 七畝	五郎衛門	四郎衛門	七斗七升
同 七畝	彦左衛門	太郎衛門	彦五郎 失人
同 七畝	五郎衛門	四郎衛門	大ケイ
同 七畝	五郎衛門	助左衛門	(か)
同 七畝	五郎衛門	五郎衛門	五升五合
同 七畝	五郎衛門	五郎衛門	壠石一斗
同 七畝	五郎衛門	小三郎	小三郎
壠反 拾五歩	壠石四升	壠反	

八畝	八斗八升	太郎衛門	彦四郎
老畝拾歩	老斗四升七合	小三郎	大(が)い
拾三歩	四升八合	六郎大夫	太郎四郎
武拾歩	七升四合	小三郎	彦四郎
老畝五歩	老斗四升	四郎衛門	同人
九畝武拾歩	九升一斗六升	大(が)い	同人
同五歩	武斗	彦左衛門	彦左衛門
老畝武拾歩	九升武合	太郎四郎	四斗四升
武拾三歩	武斗四升四合	大(が)い	彦左衛門
老畝六歩	老斗四升四合	彦四郎	彦左衛門
拾六歩	六升四合	彦四郎	彦四郎
武畝拾歩	武斗六升八合	彦左衛門	彦左衛門
老畝十歩	武斗六升	彦二郎	彦二郎
すヶ谷口	ひしなわて(部半歩)	同人	同人
四畝	武畝拾歩	同人	同人
同四畝	武斗八升	同人	同人
四畝十歩	五斗武升	同人	同人
同四斗八升	三斗九升	同人	同人
同人	以上	嵐方	嵐方
同人	六畝	やしき	やしき
同三畝	老畝	同	同
同人	嵐方	嵐左衛門	嵐左衛門
同人	七斗八升	四郎右衛門	四郎右衛門
同人	武斗一升七合	同人	同人
同人	三斗九升	弥四郎	彌四郎



同 壱畝拾歩	武斗三升三合	道慶
同 壱畝拾歩	壠斗七升七合	彦大夫
同 壱畝拾六步	壠斗五升三合	四郎衛門
同 壱畝	三升三合	五郎衛門
同 壱畝	壠斗六升	三郎二郎
同 壱畝拾步	八升	彦大夫
同 壱畝拾步	三斗三升三合	太郎衛門
家ノまへ 壱畝六步	壠斗六升七合	同人
家ノまへ 壱畝式拾歩	壠斗六升七合	大ヶい(か)
同 壱畝	壠斗式升	四郎衛門
同 壱畝式拾步	壠斗六升七合	同人
同 壱畝	壠斗六升七合	大ヶい(か)
同 壱畝式拾步	壠斗	四郎衛門
同 壱畝	壠斗六升七合	同人
同 壱畝式拾步	壠斗	彦四郎
同 壱畝	壠斗六升七合	四郎右衛門
同 壱畝式拾歩	壠斗六升七合	半式拾歩
同 壱畝	壠斗	四斗
同 壱畝式拾步	壠斗六升七合	与三
同 壱畝	壠斗	四郎衛門
同 壱畝	壠斗五升	三郎太郎
同 壱畝拾步	壠斗三升三合	彦左衛門
同 壱畝五分	壠斗三升三合	同人
同 壱畝拾步	壠斗三升三合	大ヶい(か)
同 壱畝	壠斗一升七合	同人
同 壱畝拾步	壠斗三升三合	彦左衛門
同 壱畝	壠斗三升三合	大ヶい(か)
同 壱畝拾步	壠斗三升三合	同人
同 壱畝	壠斗三升三合	大ヶい(か)
同 壱畝	壠斗三升三合	同人
同 壱畝	壠斗三升三合	大ヶい(か)
同 壱畝	壠斗三升三合	同人
同 壱畝	壠斗三升三合	大ヶい(か)
同 壱畝	壠斗三升三合	同人
同 壱畝	壠斗三升三合	大ヶい(か)

同 武敵式拾歩	武斗六升七合	与 三	同 壱敵	六升	助兵衛
同 壱敵	八升	二郎太郎	同 壱敵	六升	太郎四郎
同 武敵	壠斗式升	三郎太郎	同 壱敵	八斗	彦四郎
同 三敵	武斗四升	同 半	同 壱敵	六升	同 人
同 武敵	五升	同 壱敵拾歩	壠斗三升四合	九升	太郎四郎
同 武拾六步	武斗式合	同 壱敵廿三步	壠斗八升七合	八斗	彦左衛門
同 武拾五步	五升	同 壱敵拾步	壠斗三升四合	六升	太郎四郎
同 壱敵拾五步	壠斗式升	同 壱敵廿三步	壠斗八升七合	八斗	彦四郎
同 武拾五步	六升七合	同 壱敵拾五步	壠斗三升四合	六升	同 人
同 壱敵廿三步	壠斗四升二合	同 壱敵拾步	壠斗八升七合	八斗	太郎四郎
同 武敵五步	壠斗七升四合	同 壱敵廿三步	壠斗三升四合	六升	同 人
同 壱敵廿三步	壠斗七升六合	同 壱敵拾五步	壠斗八升七合	八斗	彦左衛門
同 武敵六步	武斗	同 武敵	壠斗三升四合	六升	太郎四郎
家ノきわ	彦左衛門	同 武敵	壠斗八升七合	八斗	彦四郎
同 武敵	大ケイ(か)	同 壱敵拾步	壠斗三升四合	六升	同 人
同 壱敵拾步	壠斗三升四合	同 壱敵拾八步	三斗四升三合	九升	太郎四郎
同 武敵拾步	武斗	同 壱敵式拾六步	壠斗八升七合	九升	彦左衛門
同 武敵式十步	彦四郎	同 壱敵拾步	三斗四升三合	九升	太郎四郎
同 三敵十五步	大ケイ(か)	同 壱敵拾六步	壠斗八升七合	九升	彦四郎
武斗八升	太郎四郎	同 武敵	太郎四郎	九升	太郎四郎
武斗	太郎四郎	武斗	太郎四郎	九升	助兵衛



同 武拾步	五升四合	四郎衛門	石わら 五歩	一升三合	道慶
同 拾五歩	四升	六郎大夫	同 武拾步	五升四合	弥四郎
同 武敵廿歩	武斗一升四合	彦五郎	同 武敵拾步	武斗四升	彦五郎
同 武拾四步	六升五合	四郎衛門	同 拾五歩	同 武拾步	与三
同 壱敵	八升	四郎五郎	同 武敵	四升	二郎太郎
同 壱敵廿歩	壹斗三升四合	六郎大夫	同 壱敵	武斗四升	小三郎
同 壱敵廿歩 あんのおく 式敵	壹斗六升	三郎二郎	同 壱敵	三升	道慶
同 壱敵廿歩 ひら岩	壹斗七合	四郎右衛門	同 武敵	六升	四郎衛門
同 壑敵廿歩 ひら岩 反式敵廿歩	壹石一升四合	四郎衛門	同 武敵	壹斗式升	同 人
同 三敵	壹斗三升四合	弥四郎	同 壑敵	四升	太郎衛門
同 三敵	武斗四升	助兵衛	同 武敵	八升	太郎衛門
同 壑敵六歩 いしわら 式敵六歩	与 三	四升	同 武拾步	八升	主無
同 壑敵六歩	九升六合	四郎衛門	同 武拾步	八升	
同 武拾五歩	九升六合	四郎衛門	同 武拾步	八升	
同 武拾四步	六升七合	六郎兵衛	同 武拾步	八升	
同 武拾五歩	六升五合	太郎衛門	同 武拾步	八升	

三七 「妙楽寺文書」 明石元知諸公事免状

○この文書は年不明であるが、明石仙恵は明石元知（則実）の父であるので、しばらくここに収める。

諸公事 (令免) 除候者也、

文禄式  
十二月□日

(明石) 左近  
元知(花押) (黒印)

(押紙)  
「明石左近殿御親父」

三八 「妙楽寺文書」 光重書状  
〔明石左近殿〕

御書謹而頂戴仕候、抑妙楽寺屋敷替儀、被仰出之候、可為

御意次第候之間、此等之趣、宜預御披露候、恐

惶謹言、

十月五日

光重(花押)

乃木伊賀守殿へ

○この文書と次の文書は年不明であるが、明石左近との関係で、しばらくここに収める。

三九 「妙楽寺文書」 仙英書狀

当寺桂木之事、堅可被支、桜・梅以下者、所望可申候間、枝をも被出間敷候也、

二月八日

(明石仙恵)  
仙英(花押)

三〇 「光行寺文書」 明石元知判物

其寺内為他宗令出入、若猥儀於有之者被押留、即可被

妙樂寺  
寺僧中

仰上、一切非分之儀、忽可加成敗者也、

(元知)

(花押)

十二月十日

明石左近丞

(花押)

松ヶさき  
四畝三歩

五斗七升四合

久々いノ  
七郎衛門

中

壺石四斗

同

下

同 壺段

壺石武斗五升六合

同

中

光妙寺

法席下

谷口壺段

壺石六斗

同

中

同 壺段

壺石七升二合

同

中

三二〔足立家文書〕 鎌田久々井分名寄帳

(表紙)

鎌田久々井分名寄帳  
文禄五年

九月廿六日〔享和二年戊午〕  
凡武百年庚

串間左衛門 殿  
御支配 同名三郎 殿  
真柴 主計 殿  
備後 殿

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三畝	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八畝	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六畝六步	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
谷はた 武畝五歩下	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三斗	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八タ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二斗八升	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中	下	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中

同 壱反	同 壱段三敵	同 三敵	同 壴敵	同 河はた	同 三敵	同 壴敵										
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

同 四敵	同 一敵	同 六敵	同 一敵六歩	同 同	同 九敵	同 三敵										
五斗六升	五斗六升	五斗三升二合	武斗四升二合	同 同	同 九敵	同 一反一敵										
中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中

			同	一反一畝五歩 内はた	一石六斗六升二合	同	九斗八升 彦兵へ
			同	廿四歩	四升八合	同	十トかこはた あれ二升 おしほん 同
			同	一畝廿歩 はた	一斗六升七合 おしはんあり	同	家ノ上谷はた 五畝下ノ下
			同	壱畝 ハタ	八升	同	五斗
				以上冊	内六升荒	同	五斗
				「三石武斗一合」			
				近道			
				壱段武畝拾武歩 なかさうし	一石七斗三升六合 久々井 彦兵衛	同	いへノまへ
			同	一反	一石四斗	同	武畝廿歩 ハタ
			同	五畝拾歩	七斗四升七合	同	武斗一升三合
			同	五畝拾歩	七斗四升七合	同	同
			同	四畝廿四歩 河はたやフ之内 二畝拾歩 同かこはた	六斗七升二合 久々井 彦兵衛	同	一反五畝十二歩 一石八斗四升八合
			同	八畝 壱畝 あれ	六升 おしほん	同	同
			同	一反三畝廿四歩 一石九斗三升二合 同	一斗四升	同	一反武畝 おかのまへ
			同	六畝拾武歩 太郎衛門と付上下	同	同	一畝五歩 ハタ
			同	六畝拾武歩 八斗九升六合	上	上下	一斗
			同	六畝拾武歩 太郎衛門と付上下	上	上下	一斗
			同	七斗四升七合 河はた 三畝 道の下 四畝 おかのまへ	三斗 四斗四升 彦兵衛	同人と付	三斗六升
			同	壱畝五歩 ハタ	太郎衛門と付中	同人と付	同人と付
			同	三畝拾八歩ハタ	上	上	上

安土桃山時代

			同	一 壺 敵	壺斗四升	同	上 下
			同	壺 敵	ハタ 六升	同	竹の下 壺反六 敵拾四步
			同	二 壺 敵	ハタ 六升	同	壺石六斗一升六合 同
			同	壺 敵五步	ハタ	同	やしき 式 敵
			同	九 敵廿步	一斗一升七合	同	同
			同	九 敵八步	上	一石三斗五升三合	同
			同	壺反一 壺 敵廿步	一石二斗九升七合	同「□□」上下	同
			同	八 敵五步	一石五斗一升八合	同「□□」上下	同
			同	一 壺 敵廿六步	あれ武斗四升四合	おしはん	同
			同	八 敵五步	一石一斗四升三合	久々井 四郎衛門	同
			同	八 歩	三升二合	同 下	同
			同	八 敵廿五步	同「□□」上下	同	同
			同	壺段六 敵拾八步	一石二斗三升六合	同「□□」上下	同
やま 壺敵	ハタ	六升	同	一 壺 敵廿五步	同「□□」上下	同	同
			同	八 敵廿五步	同「□□」上下	同	同
			同	九 敵廿步	中	壺石二斗五升八合	同
			同	壺 敵廿八步ハタ	壺斗九升二合	右衛門	同
			同	五 敵五步	七斗武升三合	同	同
			同	九 敵廿步	中	壺石二斗五升八合	同
			同	壺 敵拾步	壺斗六升	同	同
			同	以上六石武斗五升七合	上	中 中 上	上
				已上拾三石六斗七升五合		中 中 中	
				内武斗四升四合荒			
近道 壺反 中	森のさき 一段三 敵拾步	壺石四斗六升七合 久々井 小二郎 同「四郎衛門 二入」					

同	一反一畝八歩	一石五斗七升七合 同	同	同	同	同
同	八畝五歩 中	九斗八升 同	上	下	下	下
山畠	四畝五歩	四斗一升七合 同	同	同	同	同
谷口	武畝 同	ハタ 壱斗二升 同「四郎衛門ニ入」	同	同	同	同
やしき	廿四歩	ハタ 四升八合 同	同	同	同	同
武畝拾五歩	やしき	武斗五升 久々井 小二郎	同	同	同	同
同	十歩	ハタ 三升三合 同「同人」	同	同	同	同
四畝拾歩	ハタ	三斗四升七合 同「同人」	同	同	同	同
しんす	八畝七歩 上	一石一斗五升三合 同	下	下	下	下
八畝十歩 やまね	同 六畝廿歩	九斗三升三合 同	中	中	中	中
同	九斗三升三合 同	同	同	同	同	同
八畝十歩 やまね	壱石一斗六升七合 同	同	同	同	同	同
已上拾壱石武斗四升九合	壱石三斗五升七合 同「同人」	以上四石四斗四升八合	松のさき 三畝	三斗	久々井 三郎左衛門 上下	壱石
谷口	武畝拾歩	武石五斗七升 同	坂本	宮のわき 三畝拾武歩	下 八斗	五升五合
同	廿歩	同	同	同	七斗三升三合 同	同
畠	壱斗八升七合	同	同	同	同	同
四升	神主	同	同	同	同	同

谷口	松のさき 三畝	三斗	久々井 三郎左衛門 上下	壱石	五升五合	同
弁才	一反八畝拾五歩	武石五斗七升 同	坂本	宮のわき 三畝拾武歩	下 八斗	武斗
宮のわき	八畝廿歩	壱石武斗一升三合 同	同	同	七斗三升三合 同	同
八畝廿歩	壱石六斗一升 同	同	同	同	同	同
同	上下	中 中 中 中 中 中	下々	下	八斗	同

			なかさうし 四畝廿歩	六斗五升三合	同	坂本 三畝拾五歩	四斗二升	正寿軒
			松ヶ崎 壠反式畝	壠石六斗八升	同	同	五歩	
			やまね 八畝拾八歩	上	壠石武斗	くよ 三郎左衛門	二升	同
			同	壠反拾四歩	上	壠石四斗六升六合	同	同
			同	内畠 三畝六歩	同	壠斗二升	畠 六升	同
			同	やしき 四畝拾歩	同	三斗武升	西谷畠 壠反	同
			同	やまね 壠反	同	四斗三升四合	同	同
			同	式反五歩	同	壠石四斗	六畠四歩	同
			同	式反五歩	同	武石八斗二升四合	七斗三升六合	同
			同	七畝十歩	ハタ	七斗三升四合	同	同
			同	ちわら 拾歩	あれ	八升四合	同	同
			同	三畝廿歩	ハタ	壠畝廿歩	八升	同
			同	一畝十八歩ハタ	壠斗二升八合	壠反廿歩	四斗二升	正寿軒
			坂じり 壠畝	八升	同	九畝拾五歩	五歩	正寿軒
已上拾七石六升五合	内四升	荒	同	壠石三斗五升三合	上	壠石四斗九升三合	二升	正寿軒
河はた 九畝廿歩				森友	中	壠斗四升四合	畠 六升	同
				九畝拾五歩	中	壠石四斗四升七合	同	同
				以上九石武斗九升四合	中上	壠石三斗三升	同	同
					中		下	下

お(か)武(士)敵 六(六)敵六步	畠 壱斗二升	近道	壱石五斗四升	久々井 二郎三郎 下
や(ま)年 三(三)敵	六斗二升	同	壱石七斗五升五合	同 「□□□」
同 武(士)敵拾步 同 山はた 武(士)敵五步	八タ 武斗四升 三斗四合	同	壱石四斗五升六合	同 「□□□」下
壱反八敵	ハタ 壱斗三升	同	壱石三升三合	上ノ下
(一枚分破失・九石三斗八升九合分)	武石五斗二升	同	同	上
同 三(三)敵廿七步	五斗四升六合	同	同	上ノ下
山年 同 武(士)敵	壱石武斗壱升三合	同	上ノ下	中
坂本 武(士)反廿三步	烟 壱斗二升	同	上ノ下	上
四(四)敵十步	七斗	上ノ下	上ノ下	上下
以上武(士)拾石五斗武(士)升四合	同人と付	中下	中	同
しんす	同 五斗六升四合	中	同	同
四(四)敵十步	同 五斗六升四合	中	同	同
石はし 八(八)敵拾步	同 五斗六升四合	中	同	同
近道 壱段四敵	同 一反武(士)敵十六步	同	壱石七升三合	同 上ノ下
谷畠 三(三)敵拾五步	谷畠 三(三)敵拾五步	同	三斗五升	「彦五ニ入」 同 「□□□」下
宮のわき 壱反拾武(士)歩	谷 壱敵廿步	同	壱石四斗五升六合	同 上ノ下
谷 壱敵十步	ハタ 壱斗七合	同	壱石三升三合	上
河はた 三(三)敵 や(や)しき 五(五)敵	五斗	同	同	上
壱反拾武(士)歩 河はた 三(三)敵 や(や)しき 五(五)敵	壱敵十步	同	同	上
谷 壱敵三步	ハタ 壱斗七合	同	同	上
谷 壱敵十步	五斗	同	同	上
同 壱敵三步	四斗六升七合	同	同	上
同 壱敵十步	四斗六升七合	同	同	上ノ下
同 壱敵三步	同	同	同	上ノ下
同 壱敵十步	同	同	同	上ノ下
同 壱敵三步	同	同	同	上ノ下
畠 壱斗二升	同	同	同	上ノ下
畠 壱斗二升	同	同	同	上ノ下
畠 八升	同	同	同	上ノ下
壱石武斗七合	同	同	同	上ノ下

しんす 壺反三畝七歩	壺石八斗五升三合	二郎三郎	同
弁才天 三畝廿歩	五斗一升三合	同	中ノ上
同 九畝拾歩	壺石三斗七合	同	中上
やまね 壺反武畝拾五歩	壺石七斗五升	同	上ノ下
已上拾四石七斗一合			
竹の下 壺反七畝	武石四升	久々井	中上
坂本口 八畝拾歩	壺石	与一左衛門	中下
やしき 壺畝	壺斗		中下
にし 五歩	ハタ		中下
地蔵のまへ 廿六歩	壺升		中下
同 十歩	五升二合		中下
同 武畝六歩	武升		中下
同 壺畝			中下
同 武畝五歩			中下
はた 壺斗三升			中下
同 与一左衛門			中下
やしき 壺畝三歩	壺斗二升		同
同 壺斗六升			同
石はし 九畝二歩	壺石二斗六升九合	同	同
弁才天 四畝拾歩	六斗四升	同	同
同 壺反三畝	壺石六斗九升	同	同
中さうし 武畝	武斗六升	同人	同
同 九畝拾六歩	壺石三斗三升四合	同	同
同 四畝廿四歩	六斗七升一合	同	同
河はたまへ田 三段廿歩	四石武斗九升三合	同	同
同 已上拾四石	(三斗二升五合)	彦左衛門	同
谷のまへ 四畝一步	五斗六升五合	上	下
坂本 三畝	三斗	下	下
谷 六畝		中	下
宮のわき 八斗四升		下	下
烟荒 壺斗八升		下	下
同 おしほん			
同 同			
上			

安土桃山時代

同	坂本 五畝	拾四口合百九拾三石三斗七升五合	内六斗四合荒	同
同	谷 武畝	六斗	久々井 半左衛門「四郎左衛門入」下	同
同	七畝	九斗八升	同	同
同	同河はた 三畝三歩	四斗三升四合	くゝい 半左衛門	中ノ下
同	六畝廿歩	九斗三升三合	半ト四郎衛門ニ入 同	中
同	老畝	老斗四升	上ノ下	上
同	老畝拾五歩はた	上ノ下		
同	老斗五升			
同	老斗六升二合			
同	上			

		「四郎衛門入」上	同	同 壱反		同 壱石四斗	同 「四郎衛門入」下ノ上
		同 「同人入」	同	同 五畝六歩		七斗武升八合	同 下
		同 「三郎同人」	同	同 壱反		壠石三斗	同 中ノ上
		同 「同人」	同	同 三段五畝	上	四石九斗	同 半左衛門 上
		同 「同人」	同	同 五畝十歩	下	六斗四升	同 中
		同 拾歩	同	同 壱反はた		武升七合	同 中
		同 壱反	同	同 河はた		壠石四斗	同 「四郎衛門入」中
		同 七畝拾歩	同	同 七畝廿歩	はた	壠石武升七合	同 「四郎衛門入」下
		同 壱反二歩	同	同 同近道	はた	壠斗六合	
		同 壱反一畝	同	同 壱反一畝	中	壠石七升三合	
		同 八畝拾武歩	上	同 八畝拾武歩	上	壠石一斗七升六合	
		同 壱反二畝	下	同 壱反二畝	下	壠石三斗二升	同 半左衛門
		同 武畝廿四歩	武斗八升	同 武畝廿四歩	武斗八升		同 四郎左衛門と付
		同 近道		同 同人と付			
		同 壱畝拾九歩はた	はた	同 壱畝拾九歩はた	はた		
		同 武畝拾武歩	あれ	同 武畝拾武歩	あれ		
		同 壱段拾武歩	上	同 壱段拾武歩	上		
		同 しんす		同 しんす			
同 武段		内 武石八斗	一斗六升三合	同 同	内 武石五升二合	あれ	半左衛門
同 中		「四郎衛門入」下	半左衛門	同 同	已上廿七石武斗四升七合	半左衛門	「四郎衛門入」下
		「四郎衛門入」上	「四郎衛門入」下				

			坂本	壺敵拾歩	壺斗四升七合	久々井ノ助大夫	宮ノ前	中	七斗三升七合	鎌田ノ与三右衛門中
			同	三敵	下	三斗三升	同	同	三石	同
			同	十步	下	三升三合	同	同	九斗四升	同
			河はた	河はた	同	三斗三合	同	同	九斗八升	同
			同	武敵五歩	同	三斗三合	同	同	一斗五升	上
			同	壺敵拾六歩	同	武斗一升五合	同	同	猿若	中
			同	八步	同	三升七合	同	同	下	中上
			河はた	河はた	同	六斗四升八合	同	同	中	
			同	五敵拾武歩	同	□斗□升	久々井介大夫	同	中	
			河はた	河はた	同	五敵廿歩	同	同	中	
			同	五敵廿歩	同	□斗四升	同	同	中	
			かく右	かく右	同	七敵廿歩	同	同	中	
			しんす	しんす	同	九斗四升	同	同	中	
			かく右	かく右	同	壺石五斗五升四合	同	同	中	
			なかかい	なかかい	同	六斗七合	同	同	中	
			なかかい	なかかい	同	武斗一升三合	同	同	中	
			かく右	かく右	同	武敵廿歩	同	同	中	
			同	壺敵五歩	同	壺敵五歩	同	同	中	
			同	八升	同	壺斗一升六合	同	同	中	
已上五石六斗八升三合			同	同	同	同	同	同	同	
			中	中の上	下					
						已上五石八斗七合				
							久々又右衛門			
						三斗二升	同			
						下	一斗一升七合			
						同	同			
						同	壺敵六歩			
						同	茶はた			
						同	あれ			
						同	七升二合			
						同	武斗四升			
						同	おしほん			
						同	武斗五升			
						同	おしほん			
						同	同			
						中	中			
						中	中			
						中下	中下			
						中上	中上			

同	式敵廿四歩	中	三斗九升二合	同	同
同	やまとね 壺敵十五歩		武斗三升八合	同	同
同	壺敵三歩	はた	壺斗一升	同	同
	以上四石八斗八升九合				
	内三斗一升二合	あれ			
	やまとね 式敵拾五歩	下	武斗五升	鎌田ノ 彦四郎	
同	式段廿歩	上	武石八斗九升三合	同	
近道	四敵拾歩	五斗二升			
坂本	九敵	下	九斗		
同	壺敵廿歩	下	壺斗六升七合	同	
同	六歩	下	武升		
	以上四石七斗五升				
同	なし木畠 廿歩	八升			
同	光神下 ケコはた				
同	壺敵廿歩 河はた	久々井ノ 彦三郎			
	上下	下下	下上	上下	
	かく石 六敵十二歩		八斗九升六合		同
	入道谷 三敵十歩		三斗三升三合	同	同
	同	五敵	小二郎と付	同	同
	同	四敵	七斗	同	同
	同	四敵廿三歩	武斗八升三合	同	同
	同	やしき 式敵廿五歩	六斗六升七合	同	同
	同	かく石 廿六歩	はた	六升七合	
	同	かく石 廿六歩	はた	六升七合	
	同	六歩	ハタ	九升	
	同	一敵十八歩ハタ	一斗二升六合		
	同	廿歩	はた	四升	
	以上四石二升九合				
同	四敵拾五歩	六斗三升			
同	五敵廿六歩はた	五斗八升七合			
同	助い二郎				
	上			中 上 下	上下

安土桃山時代

弁才天 八畝廿五歩	中	一石二斗三升六合	同	中上
ちわら 五畝廿歩		九斗七升五合	同	同
同 七畝五歩		壺石四合	くい 助二郎	同
同 武畝二歩		三斗一升三合	同	同
已上四石七斗四升五合				
くい坂 十六歩	はた	五升三合	久々井ノ 勘四郎	同
同 廿歩	はた	六升七合	同	同
同 壺反二畝二歩		壺石六斗八升九合	同	同
同 壺反武畝五歩		一石七斗三合	同	同
同 壺反二畝二歩		五石六斗四升七合	同	同
同 四反十歩		同	同	同
同 一反七畝		武石三斗八升	同	同
同 七畝廿五歩		壺石九升六合	同	同
宮のまへ 八畝廿三歩	中	壺石二斗二升七合	同	同
同 三畝廿歩	中	五斗一升三合	同	同
中 壺反五歩	はた	一斗一升七合	同	同
已上四石七斗四升五合				
六畝十歩		八斗八升七合	同	同
同 武畝		一斗二升	くい 勘四郎	同
河はた 一畝六歩	はた	九斗三升三合	同	同
同 一畝廿七歩		武斗六升六合	同	同
同 八畝		一石二斗二升	同	同
谷口 九畝		一石二斗六升	同	同
久々井坂 山はた		五升	同	中
近道 壺段一畝	上	壺石五斗四升	久々井 左衛門二郎	中上
やしき 武畝十五歩		同	「四郎衛門」	中
西谷島 壺畝廿六歩ハタ		武斗五升	同	中
同 廿歩	はた	一斗八升七合	同	中
なかざらし 壺反一畝		六升七合	同	中
しんす 壺反二畝廿三歩上		壺石五斗四升	「同人」	中
壺石七斗八升七合		同	「同人」	下

同 八畝	同 壱反	同 五畝	同 壱畝	同 廿步	同 武畝廿歩	宮のまへ 五畝	同 九畝	山畠 壱畝十歩	谷 九畝	同 三畝	大荒はた	下々	一石二斗六升	一斗三升三合	一斗八升	九斗	武斗四升	武斗六升	六升七合	壱斗四升	七斗二升八合	六斗五升三合	同 武畝五歩	同 四畝廿歩	やまね やまね	左衛門一郎 左衛門一郎
同	同	同	同	同	同	金勝寺	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中ノ上	中	中	下	上ノ下	中	中	下	中	下	中	下	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中
宮のまへ 壱反廿一步	以上	なかかい 四郎左衛門と付	四斗二升	かまたの 彦三郎「四郎衛門」	左衛門二郎 上ノ中 中ノ上	武畝廿七歩	四斗六合	武石四斗武升七合	同	土ノ下	壱反七畝拾歩	壱石四斗四升口合	同	上ノ中 中ノ上	九畝廿歩	壱石三斗五升三合	同	中	三畝六歩	四斗八升八合	同	中	同	同	同 壱反 八石武斗二升八合」	左衛門二郎 上ノ中 中ノ上
壱石一斗武升	老石一斗武斗	壱斗四升	七斗	老石武斗	中	已上六石八升一合	同	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中	中

宮のまへ 壱反廿一步	以上	なかかい 四郎左衛門と付	四斗二升	かまたの 彦三郎「四郎衛門」	左衛門二郎 上ノ中 中ノ上
壱石四斗九升七合 <small>かまたノ 小二郎中門</small>	中	同	同	同	同

坂もと 八畝五歩	九斗八升	同 「四郎衛門」	山ね 三畝
同 七畝	九斗八升	同 中	山ね 三畝
谷 やしき 壠畝	已上三石四斗五升七合	久々井 甚左衛門	壠斗四升
武畝十五歩はた	武斗五升	同	壠斗六升
十歩	以上三斗五升	同	一升七合
はた 武升	一斗	同	三斗
十歩 あはた 武升	十四口合百壠石三斗四升一合	五歩	武斗
おしはん 同人	内五斗六升四合 あれ	壠畝十歩	三畝
以上四升 内二升あれ	なしの木谷 五畝	道のわき わたりつめ	やしき 武畝十歩
壠畝五歩	川はた 五畝	かくれ谷 壠反武畝	五斗
壠斗八升七合	同 武畝	八斗	二斗四升
七升	三畝	六斗	壠石武斗
同	以上□石□□□	八斗	八斗
小二郎	武斗 四升	(カ)	(カ)

## 「大きんにて死人」

			松ヶ崎 壺段三畝	壺石八斗二升	平二郎	中
同	谷畠 壺反			壺石		
同	老反一畝六歩中			壺石五斗六升八合	同	
石八し 九畝五歩				一石武斗八升三合	同	
同	壺反八歩			一石四斗三升七合	同	
同	七畝四歩		九斗九升九合	同		
	已上八石壺斗六合	(七)				
同	松ヶ崎 五畝	六斗	さん所ノ 三郎			
同	八畝拾歩 近道	壺石一斗六升七合	上下			
壺段廿歩	又三郎と付	壺石四斗九升三合	中上			
五畝拾五歩	中上	七斗七升	上中			
	已上四石三升					
同	石橋 壺反八歩	上	壺石四斗一升九合	さん所ノ 総七	上ノ下	
同	山そへ 壺反二畝廿八歩		壺石八斗一升	同		
同	壺畝廿二歩		武斗四升三合	同		
同	武反武畝	三石八升				
同	八畝	壺石一斗二升	同			
同	谷畠 壺反一畝六歩	壺石五斗六升八合	同			
	已上九石武斗四升					
同	松ヶ崎 壺反一畝三歩					
同	八斗八升					
同	弥三郎					
中	上					
同	石橋 壺反八歩	上	壺石四斗一升九合	さん所ノ 総七	上ノ下	
同	山そへ 壺反二畝廿八歩		壺石八斗一升	同		
同	壺畝廿二歩		武斗四升三合	同		
同	武反武畝	三石八升				
同	八畝	壺石一斗二升	同			
同	谷畠 壺反一畝六歩	壺石五斗六升八合	同			
	上					

やま畠 石ハシ 九畠四歩	下 壺石九斗八升 同	中	松ヶさき 六畠	八斗四升 さん所ノ 兵衛五郎 上
石ハシ 已上四石七斗八升三合	壺石武斗四升九合 同	上	三畠	三斗六升 同
石ハシ 壺段壺畠廿歩	一石六斗三升三合 さん所ノ 助五郎 上		八畠十八歩 中下	一石一斗一升八合 さん所ノ 兵衛五郎 中
同 壺反一畠六歩	一石五斗六升八合 同	中上	同 壺反二畠廿一步	一石七斗七升七合 同 上下
しんす 四畠廿四歩	六斗七升七合 同	上下	松ヶさき 壺反一畠んあり	已上四石九升五合 壺石五斗九升六合 さん所ノ 左衛門太郎 上下
以上三石八斗七升八合			十三口合六十一石三斗六升四合 内五石四升一合 荒	
しんす 壺反九歩	壺石四斗四升七合 さん所ノ 清左衛門 上		松ヶさき 壺反二畠十五歩 壺石七斗五升 さん所ノ 助三 下	
しんす 壺反廿武歩	壺石五斗二合 さん所ノ 八郎左衛門 上		已上	
やま畠 壺反拾五歩	下 壺石一斗五升五合 同	下		
同 武反拾歩	武石八斗 同	上ノ下		
谷畠 壺反一畠六歩	一石五斗六升八合 同	上	松ヶ崎 壺反廿武歩 上 壺石五斗二合 さん所ノ 「四郎衛門」 弥太郎 上中	
已上七石武升五合			しんす 武拾四歩 はた 四升八合 同	
已上壺石五斗五升				

「さん所と申ハ其昔和泉式部丹後天橋立一見ノ節、当國一見御通り此所で産被成候由申伝候也、尔今右□有<sup>瓦</sup>かく石荒神□□は□□さん所のいわれ是也」

谷畠  
一反廿歩 下 壱石弐斗八升 今市ノ  
しんす 壱反四敵十七歩 壱石八斗五升五合 同

已上三石壹斗三升五合

谷畠  
壹段三敵 一石八斗一升 今市ノ助左衛門 上

已上

やまと  
壹敵廿歩 壱斗八升三合 今市ノ彦太郎 下  
近道 二反一敵廿歩 壱石六斗三升三合 同 上下

已上壹石八斗一升六合

松ヶさき 下 六斗 今市ノ彦五郎 上中  
五敵 同 上 中

同 一反一敵六歩 一石五斗六升八合 同 上中

やまと 壱反一敵 下 一石壹斗 同 上下

石へし 式反一敵拾歩 式石九斗八升七合 同 上 上下

同 八敵廿歩 中上 一石二斗一升三合 同 上 上中

しんす 壱反一敵廿三歩 一石六斗六升 同 上 上中

同 壱反拾歩 中上 一石四斗一升四合 同 上 上下

已上拾石五斗四升式合

近道  
九敵拾五歩 うろつめ 四敵 同  
壹反一敵二歩 以上三石一斗弐升九合 同  
坂もと 九敵五歩 下 壱石一升 今市ノ彦左衛門 上  
おかなし 九敵拾歩 壱石三斗七合 同 中下

しんす 壱反一敵廿歩 壱石四斗 今市ノ源三郎 上

九敵拾歩 壱石二斗二升 同 上 上下

已上四石九斗三升七合

安土桃山時代

石ハシ 壺段六歩 以上	壺石五斗六升八合 <small>今市ノ「四郎衛門」彦三郎上中</small>	九斗三升三合 <small>とよおかノ総兵衛</small>	地蔵ノまへ 六畝五歩
石ハシ 九畝拾二歩 以上	一石三斗一升六合 <small>今市ノ与五郎 中上</small>	十五口合 <small>(カ)三十八石九斗四升四合</small>	石ハシ 壺反一畝廿七歩 以上
石ハシ 四畝 已上	下 四斗四升 やまとノ口 きもいり 下	山の下 壺段六畝 武石二斗四升 <small>正福寺ノ 総四郎</small>	石ハシ 壺反一畝廿歩 同
石ハシ 壺反廿歩 以上	壺石四斗九升 <small>とよおかノ二郎衛門上</small>	三石三升三合 同	石ハシ 九畝廿歩 同
石ハシ 壺反拾歩 しんす 壺反 以上	壺石四斗四升七合 <small>とよおか中丁ノ甚三郎上中</small>	一石三斗五升三合 <small>同「四郎衛門入」</small>	石ハシ 壺反二畝拾步 (一枚、破失)
石ハシ 壺石四斗 同 上下	壺石三斗五升三合 <small>舟丁ノ彦二郎</small>	已上六石六斗武升六合	壺石七斗二升七合 <small>与七郎上</small>

同  
九畝十歩

壱石三斗七合 「三郎二郎ニ入」

中上

已上武石六斗六升

彦二郎同

舟丁ノ

石八し

六畝八歩

八斗七升七合

舟丁ノ 小

石八し  
九畝十七歩

壱石三斗四升

舟丁ノ 源四郎

以上

(マ マ)

言、

しんす  
壱反七畝

武石武斗一升

舟丁ノ 総二郎

拾月廿五日

杉原伯耆守  
長房(花押)

以上

近道  
九畝廿歩

壱石三斗六升三合

梶原ノ  
三郎太郎上中

以上

十四口合廿八石五斗二升三合

○以下、一枚破失。

## 三三「光行寺文書」 杉原長房書状

興正寺殿(御)門跡(御)光妙寺殿住寺之儀尤ニ候、於我等ニ満足申候、然上者寺内(堅カ)可被下知候、若寺法相違ノ衆於有之者、此方江可被申候、可令異見候、恐々謹

光妙寺  
宗盈法印

○この文書は年不明であるが、長房は慶長二年に入封しているので、しばらくここに収める。

# 別編

天孫

(中略)

但馬海直

火明命之後也、

(中略)

## 一 「播磨國風土記」 指保郡

越部里子代里 旧名 土中々、所以号皇子代者、勾宮天皇之世、

寵人但馬君小津、蒙寵賜姓、為皇子代君而、造三宅於

此村、令仕奉之、故曰「皇」子代村、後至上野大夫結

卅戸之時、改号越部里、(以下十五字底本二行二割注) 一二云、自但馬國三宅越來、故

号越口村、

○「但馬國三宅」には豊岡市三宅と関宮町三宅の両説がある。

## 三 「新撰姓氏錄」

河内諸蕃 漢

火撫直、後漢靈帝三世孫、阿智使主之後也、

## 四 「新撰姓氏錄」

和泉国諸蕃 漢

火撫直、後漢靈帝三世孫、阿智王之後也、

## 二 「新撰姓氏錄」

左京神別下 起伊勢朝臣、尽石辺公、廿一氏、

(中略)

## 五 「延喜式」

卷第十

神祇十

神名下山東山  
山陽北陸  
南海山陰  
西海

(中略)

山陰道神五百六十座

大卅七座就中一月次新營

小五百廿三座

(中略)

但馬国一百卅一座大十八座  
小一百十三座

(中略)

出石郡廿三座大十九座  
小十四座

(中略)

中嶋神社  
大生部兵主神社

(中略)

氣多郡廿一座大十四座  
小十七座

(中略)

葦田神社

(中略)

雷神社名神城崎郡廿一座大廿一  
小廿一座

物部神社

久麻神社  
女代神社

穴目杵神社

与佐伎神社

小江神社

布久比神社  
久々比神社

耳井神社

兵主神社

桃嶋神社  
深坂神社

兵主神社二座

久流比神社

氣比神社  
重浪神社

県神社

西刀神社

酒垂神社  
海神社名神

○物部・桃嶋・氣比・久流比の各神社は城崎町域に属する。

氣多郡  
太多 三方太三加 桑前佐々乃 高田多加

但馬國  
上管 城崎來 美含養父 二出石 七氣多

(中略)

右為近國、

七 「和名類聚抄」  
高山寺本 卷第六 郷里部第一

出石郡  
小坂平佐 安美 出石以都 室野无呂

埴野波爾 高橋多加 資母

(中略)

但馬國  
上管 城崎來 美含養父 二出石 七氣多

(中略)

山陰道  
上管 城崎來 美含養父 二出石 七氣多

(中略)

六 「延喜式」 卷第二十二 民部上

日置比於 高生多加 狹沼左 賀陽也

城崎郡  
新田多布 城崎木乃 三江美 奈佐 田結布多田由

余戶  
新田多布 城崎木乃 三江美 奈佐 田結布多田由

八 「和名類聚抄」  
大東急記念文庫本 卷第五 国郡第十一

山陰道郡第六十四

國一氣多郡、行一上七日、下四日  
(府在)  
但馬國郡 管八本田七千五百五十五丁八段五步、正公各三  
十萬束、本額七十二萬束、雜六萬束

朝來安佐 養父夜 出石伊豆 氣多

城崎佐木 美含美具 二方加太 七美志豆美

(下略)

九 「源平盛衰記」 卷三

重盛宗盛左右大將附実定、巣島詣并同人為大將事

(中略)

後徳大寺実定ハ、一ノ大納言ニテ、才覚優長ニマシ  
 ノケル上ハ、家ノ重代也、今度ノ大將ハ理運左右ニ  
 及ハセ給ハサリケルカ、宗盛ニ越ラレ給テコソ、極ナ  
 キ御恨ニテ有ケレ、定テ御出家モヤト申沙汰シケル程  
 ニ、大納言ヲ辞申テ引籠ラセ給ケリ、(中略)実定卿ハ、  
 御身近ク召仕給ケル侍ニ、佐藤兵衛尉近宗ト云者アリ、  
 事ニ触テサカノシキ者ナリケレハ、何事モ隔ナク打  
 解仰合セラレケリ、彼近宗ヲ召テ宣ケルハ、平家ハ桓  
 武帝ノ後胤トハ名乗トモ、無下ニ振舞クダシテ、僅ニ  
 下国受領ヲコソ拜任セシニ、忠盛始テ家ヲ興シ、昇殿  
 ヲ聴サレシ子孫也、当家ハ閑院ノ始祖太政大臣仁義公  
 藤公季右大臣輔子、ヨリ已来、君ニ仕奉リ、代々既ニ大臣ノ大將  
 ヲ経タリ、今宗盛ニ越ラレテ、世ニ誦ハニ事、身ノ為  
 家ノ為、人ノ嘲ヲ招ヘシ、サレハ出家ヲセハヤト思召、

如何有ヘキト仰ケルニ、近宗申ケルハ、(中略)安芸巣  
 島ヘ御参詣アリテ、穂ニ出テ此事ヲ祈申サセ給ヘシ、  
 彼明神ヲハ平家深ク崇奉テ、其社ニ内侍ト云者ヲ居ラ  
 レタリ、彼内侍共毎年一度ハ上洛シテ、入道ノ見参ニ  
 入ト承レハ、懸ル御事コソ有シカナント語申サハ、明  
 神ノ御計モアリ、又入道モイチシルシキ人ニテ、思直  
 サル、事モ有ナント申ケレハ、近宗カ計然ルヘシトテ、  
 順テ御精進有テ巣島ヘソ参給、(中略)其後ヤカテ重盛  
 ノ左ニオハシマシケルヲ辞申テ、右ニ遷シ、実定卿ヲ  
 挙シ申テ左大将ニ成シ奉ル、(中略)イツシカ同五月八  
 日御悦申アリ、今日佐藤兵衛近宗ヲ、左衛門尉ニ成レ  
 ケル上、但馬国キノ崎ト云大庄ヲ賜ル、神明忽ニ御納  
 受、貴キニ附テモ、近宗カ計神妙トソ恩召ケル、

(上略)

人皇九十七代後醍醐院重祚建武年中に天下兵乱おこりし時、但馬国の住人河越十郎といふ武士、寺中に乱入して御堂のうちに入て、弓の弦にて本尊をつきたをして奉りて左の御小指をつき折奉る、十郎は忽に癲病をうけ、苦痛逼迫してたち所に死去し侍ぬ、仍かれが知行分但州賀野郷当寺領に宛行はる、

(下略)

## 二 「大須賀時基郡境記写」 文明三年

(上略)

抑氣多郡、城崎郡、竿の始り、郡の境、一つ佐野天神、一町上みは、大門の畷、舟山か限、水は、なけれ次第、そらは、斧磨<sup>ヨキトヲ</sup>、むねはり、八代城崎の郡のこと、境はどたか谷、むねはり、横飛<sup>ヨコエ</sup>越か限り嶺は、道祖神<sup>サイノカミ</sup>、雀

(中略)

出石郡城崎郡、香住嶺は休石<sup>ヤスシ</sup>あさき山限、沖はしらはし、水は流れ次第朝寝か森が限<sup>ヨリ</sup>、伏は塩屋の竈のだん、八町か畷、佐野の低松<sup>サカリ</sup>、大門の縄手か限<sup>ヨリ</sup>、

(中略)

城崎郡、氣多郡、美含郡、三郡の境の事、菅谷、あら  
 谷のかしら、矢つきか嶽は、西八合、地蔵か池、三本  
 ぶな、ちやうだら、ぼうそか限、三本柳、地蔵がはな、  
 上坂カミはむねの地蔵堂がきり、下坂シモも、むねがきり、来  
 日岳ヒダケは、西七合、はちか九合、横道がきり、山は尾切、  
 湯嶽カミもむ子カミがきり、松本嶽タツタケは、三つ石は、むねがきり、  
 山は尾切、もりあげが嶽、北は寺屋敷、

瀬戸と田久日との郡境の事、谷は、一町七間の石垣か  
 限、谷はなめらの清水、下は谷わり、磯は要か岩、沖  
 にも封爾カサシあるへし、十里とも出しは申すとも一里二里  
 也、沖は一里半、東海は一枚なり、  
 丹後と但馬との境は、あざいかまいは、をし合の地蔵、  
 沖は三里、打越の地蔵、沖にも封爾は有へし、渚は、  
 屏風ヶ岩、山は猩々カ谷、竹ノ子谷ノ頭、山は、尾き  
 り、三原嶺は、堂か限、山はむねぎり、うなし山尾き  
 り、こんどうじの頭は、三つをがきり、こうなし嶺は

三昧地蔵立石がきり、駄坂嶺は、きり  
 右丹後と但馬  
 の境なり、

(下略)

# 中世年紀銘金石文

1-2 青銅製鰐口銘写（姫路市・大法寺）

応永二十年癸巳

但馬城崎郡新田庄妙境寺本堂  
（城崎）

買得伝領之永正四天九月日

施主 大堀藤左衛門尉吉次

1-1 青銅製梵鐘銘（高知市潮屋崎町・妙国寺）

但馬国氣多郡 東楽寺」

諸且施主等助成合力「輩現世安穩後生善所」故也」

正安元年己十一月日

大工河内国大春日重守

○現東楽寺（清冷寺地区）の寺伝によれば、中世の東楽寺は中筋地区中山北端山上にあった千眼寺の塔頭寺であった。

（追刻）  
延徳二年、丹後國中郡長壽寺

（大宮町）

八月一日

京頂妙寺

延宝六年、土佐妙国寺」

二月十二日

康暦元年癸巳六月日

○平成元年三月、市文化財指定

2 石造宝篋印塔銘（九日市上町・勝妙寺）

右志者為

沙弥貞阿弥

但州称名寺

六万□念佛

□□□

- 3 石造宝篋印塔銘（野上・帶雲寺）  
天文六年  
玉巌理芳
- 二月十八日
- 6 一石五輪塔銘（一日市・佐伯直信氏邸）  
時天文九年庚子  
讃翁常念
- 四月二十六日
- 4 石造宝篋印塔銘（津居山・総合センター）  
逆修<sup>(耗)</sup>カウシ<sup>(屋)</sup>矢子孫  
四郎左衛門
- 天文九年庚子八月十五日
- 7 石造板碑銘（新堂・地藏堂）  
法華經一千部供養  
(陰刻金剛界五仏種子)
- 応永廿四年二月時正一結衆  
○平成元年三月、県文化財指定  
敬白
- 5 石造宝篋印塔銘（祥雲寺・祥雲寺跡）  
為一千部妙典  
応永十七年八月日
- 8 石造板碑銘（妙楽寺・妙楽寺）  
右志者一結衆等

(陽刻地蔵像)

応永十八年四月日

応永十四年

妙直靈位

妙境寺開基塔

南無妙法蓮華經  
月 □

五月廿三日

南無妙法蓮華經

9 石造板碑銘(中央町・来迎寺)

(陰刻舟形光背・陽刻阿弥陀像)「超蓮社<sup>(追刻力)</sup>勝<sup>上人</sup>」

応永八年八月廿八日

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

逆修道門

南無妙法蓮華經

○以下、23までを一括、妙経寺中世供養塔群として昭和六十二年三月、市文化財指定

10 石造板碑銘(九日市上町・勝妙寺)

八月廿五日

(陰刻舟形光背・陽刻阿弥陀像)

応永廿年

12 石造笠塔婆銘(同右)

南無妙法蓮華經 扶澄靈位

南無妙法蓮華經 逆修貞門

南無妙法蓮華經

11 石造宝塔銘(九日市下町・妙経寺)

南無妙法蓮華經

八月廿三日

應永廿八年六月八日

南無妙法蓮華經

13 石造笠塔婆銘（同右）

寛正五

南無妙法蓮華經 妙源靈位

十一月廿九日

15 石造笠塔婆銘（同右）

文明七年

南無妙法蓮華經 貞円禪尼

六月十四日

14 石造笠塔婆銘（同右）

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

文明元年

南無妙法蓮華經  
道阿

南無妙法蓮華經

16 石造笠塔婆銘（同右）

文明七年

南無妙法蓮華經 道円禪門

十二月廿四日

17 石造笠塔婆銘（同右）

文明十二年

南無妙法蓮華經 法道禪定尼

十二月廿三日

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

18 石造笠塔婆銘（同右）

延徳二年

南無妙法蓮華經 妙善禪門

正月八日

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

南無妙法蓮華經

19 石造板碑銘（同右）

応永十四年三月日

(上半部欠失)

沙弥昌妙

20 石造板碑銘(同右)

南無妙法蓮華經

沙弥妙円

応永十四年四月日

妙□□□

22 石造板碑銘(同右)

禪門祐賢

南無妙法蓮華經

□尼□□

応仁三年四月八日

23 石造板碑銘(同右)

長享元年

南無妙法蓮華經 妙心禪尼

八月九日

21 石造板碑銘(同右)

沙弥妙立

廿六

沙弥妙陳

南無妙法蓮華經

沙弥妙林尼妙陳

沙弥妙(尼妙)

慈父妙(長妙)

妙(尼妙)

妙(長妙)

八月日

応永

### ○豊岡市域内中世郷・庄園区域想定図



